

福岡県公報

平成29年6月27日
第3904号

目次

告示 (第437号 - 第445号)

- 土砂災害警戒区域の指定の解除 (砂防課) …………… 1
- 土砂災害特別警戒区域の指定の解除 (砂防課) …………… 1
- 道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 2
- 道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 2
- 道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 2
- 道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 2
- 解除予定保安林に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) …………… 3
- 土壤汚染対策法に基づく要措置区域の指定の全部の解除 (環境保全課) …………… 3
- 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の全部の解除 (環境保全課) …………… 3

公告

- 土地改良区の役員の就任及び退任 (農村森林整備課) …………… 4
- 土地改良区の役員の就任及び退任 (農村森林整備課) …………… 4
- 土地改良区の役員の就任及び退任 (農村森林整備課) …………… 5
- 土地改良区の役員の就任及び退任 (農村森林整備課) …………… 6
- 土地改良区の定款の変更の認可 (農村森林整備課) …………… 6
- 土地改良区の解散の認可 (農村森林整備課) …………… 7
- 土地改良区の役員の就任及び退任 (農村森林整備課) …………… 7
- 土地改良区の役員の就任及び退任 (農村森林整備課) …………… 7
- 土地改良区の役員の就任及び退任 (農村森林整備課) …………… 8
- 土地改良区の役員の就任及び退任 (農村森林整備課) …………… 9

- 意見公募手続を実施しなかった理由等の公示 (福祉総務課) …………… 9
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 10
- 第40期福岡県労働委員会の補欠の使用者委員候補者の推薦 (労働政策課) …………… 10
- 公共測量の実施 (県土整備総務課) …………… 10
- 公共測量の実施 (県土整備総務課) …………… 10

告示

福岡県告示第437号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域（平成26年3月福岡県告示第208号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により公示する。

平成29年6月27日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
平和4丁目(1)	福岡市南区平和四丁目及び中央区平和五丁目（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1は省略し、その図面を福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第438号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域（平成26年3月福岡県告示第209号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

平成29年6月27日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
平和4丁目(1)	福岡市南区平和四丁目及び中央区平和五丁目(別紙図面1に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり

備考 別紙図面1は省略し、その図面を福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第439号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年6月27日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
福岡	県道	筑紫野古賀線	前	糟屋郡久山町大字山田1702番18先から 糟屋郡久山町大字山田1699番1先まで	22.8 ～ 26.6	42.4
			後	糟屋郡久山町大字山田1702番18先から 糟屋郡久山町大字山田1699番1先まで	25.6 ～ 26.6	42.4

福岡県告示第440号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年6月27日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
福岡	県道	猪野土井線	前	糟屋郡久山町大字山田1702番7先から 糟屋郡久山町大字山田1702番20先まで	12.0 ～ 12.5	70.5
			後	糟屋郡久山町大字山田1702番7先から 糟屋郡久山町大字山田1702番20先まで	12.5 ～ 24.0	70.5

福岡県告示第441号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年6月27日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
福岡	県道	宮ノ浦前原線	前	糸島市油比513番先から 糸島市油比585番先まで	10.3 ～ 18.1	198.5
			後	糸島市油比513番先から 糸島市油比585番先まで	11.6 ～ 56.3	225.9

福岡県告示第442号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧

に供する。

平成29年6月27日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	道路の 種類	路線名	変更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
福岡	県道	津和崎 潤 線	前	糸島市新田436 番1先から 糸島市油比585 番先まで	10.3 ～ 12.0	143.4	うち県道 宮ノ浦前 原線重用 延長 103.4 メートル
			後	糸島市新田436 番1先から 糸島市油比585 番先まで	14.0 ～ 36.0	143.4	うち県道 宮ノ浦前 原線重用 延長 143.4 メートル

福岡県告示第443号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定の解除をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成29年6月27日

福岡県知事 小川 洋

1 解除予定保安林の所在場所

朝倉市江川字松平2835の7・2835の8・字市ヶ平2927の16・字初岳2933の5・字アバラキ2942の64（以上5筆国有林）、字琵琶ノ首2815の49・字市ヶ平2927の15（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、2928、2930、字初岳2932の4、2933の4、字アバラキ2942の63

2 保安林として指定された目的

水源の涵養^{かん}

3 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第444号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条第1項の規定により指定した要措置区域について、汚染の除去等の措置により指定の事由がなくなったため、同条第4項の規定により、当該要措置区域の全部について次のとおり指定を解除する。

平成29年6月27日

福岡県知事 小川 洋

1 指定を解除する要措置区域

糟屋郡志免町別府東三丁目1124番2の一部

2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。）第31条第1項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類

トリクロロエチレン

3 指定を解除する要措置区域において講じられた指示措置等

規則別表第5の1の項の下欄に規定する土壤汚染の除去

福岡県告示第445号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により指定した形質変更時要届出区域について、汚染の除去等の措置により指定の事由がなくなったため、同条第2項の規定により、当該形質変更時要届出区域の全部について次のとおり指定を解除する。

平成29年6月27日

福岡県知事 小川 洋

1 指定を解除する形質変更時要届出区域

糟屋郡志免町別府東三丁目1124番2及び1160番5の各一部

2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。）第31条第1項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類

水銀及びその化合物

鉛及びその化合物

砒素^ひ及びその化合物

- 3 指定を解除する形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置
規則別表第5の1の項の下欄に規定する土壌汚染の除去

公 告

公告

東八田土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成29年6月27日

福岡県知事 小 川 洋

1 退任理事

氏 名	住 所
家 令 洋 右	築上郡築上町大字東八田388番地
杉 尾 典	築上郡築上町大字東八田748番地
松 田 喜代治	築上郡築上町大字東八田776番地
家 令 隆 義	築上郡築上町大字東八田408番地 1
大 田 幸 生	築上郡築上町大字東八田393番地
植 田 高 雄	築上郡築上町大字東八田780番地 3
村 岡 壽 生	築上郡築上町大字東八田752番地

2 退任監事

氏 名	住 所
福 田 鐵 也	豊前市大字松江986番地30
六 枝 昇	築上郡築上町大字東八田457番地
堤 允 宣	築上郡築上町大字西八田2149番地

3 就任理事

氏 名	住 所
家 令 洋 右	築上郡築上町大字東八田388番地
松 田 喜代治	築上郡築上町大字東八田776番地
家 令 隆 義	築上郡築上町大字東八田408番地 1

大 田 幸 生	築上郡築上町大字東八田393番地
植 田 高 雄	築上郡築上町大字東八田780番地 3
村 岡 壽 生	築上郡築上町大字東八田752番地
亀 田 憲 司	築上郡築上町大字東八田661番地

4 就任監事

氏 名	住 所
福 田 鐵 也	豊前市大字松江986番地30
六 枝 昇	築上郡築上町大字東八田457番地
堤 允 宣	築上郡築上町大字西八田2149番地

公告

船迫土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成29年6月27日

福岡県知事 小 川 洋

1 退任理事

氏 名	住 所
池 永 巖	築上郡築上町大字船迫759番地
池 田 勉	築上郡築上町大字船迫721番地
水 上 忍	築上郡築上町大字船迫596番地 2
尾 田 勉	築上郡築上町大字船迫709番地 1
西 知 行	築上郡築上町大字船迫741番地
尾 田 和 徳	築上郡築上町大字船迫736番地
木 村 幸 徳	築上郡築上町大字船迫325番地
藏 田 公 一	築上郡築上町大字船迫757番地
神 吉 豊 彦	築上郡築上町大字船迫68番地
山 本 照 一	築上郡築上町大字船迫1352番地 3

2 退任監事

氏名	住所
谷口初男	築上郡築上町大字船迫201番地
大田時治	築上郡築上町大字船迫693番地
中村修二	築上郡築上町大字船迫370番地2

3 就任理事

氏名	住所
池永巖	築上郡築上町大字船迫759番地
池田勉	築上郡築上町大字船迫721番地
尾田勉	築上郡築上町大字船迫709番地1
西知行	築上郡築上町大字船迫741番地
尾田和徳	築上郡築上町大字船迫736番地
木村幸徳	築上郡築上町大字船迫325番地
藏田公一	築上郡築上町大字船迫757番地
神吉豊彦	築上郡築上町大字船迫68番地
井上信一	築上郡築上町大字船迫668番地
廣津盛隆	築上郡築上町大字船迫299番地1

4 就任監事

氏名	住所
谷口初男	築上郡築上町大字船迫201番地
大田時治	築上郡築上町大字船迫693番地
中村修二	築上郡築上町大字船迫370番地2

公告

広川土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成29年6月27日

福岡県知事 小川 洋

1 退任理事

氏名	住所
野田昭幸	八女郡広川町大字広川1711番地
中村祥隆	八女郡広川町大字吉常123番地2
渡邊鉄也	八女郡広川町大字一條737番地
中島要	八女郡広川町大字一條882番地
野口重利	八女郡広川町大字一條703番地
島登	八女郡広川町大字藤田987番地
山下武敏	八女郡広川町大字広川2272番地
熊添林岱	八女郡広川町大字広川1723番地
野田康則	八女郡広川町大字広川1507番地2
弓削房雄	八女郡広川町大字太田1301番地1
大石義勝	八女郡広川町大字太田1327番地
久保田寛喜	八女郡広川町大字新代399番地
近藤博行	八女郡広川町大字久泉431番地1
丸山高幸	八女郡広川町大字日吉230番地
野村泰也	八女郡広川町大字新代2033番地3
渡邊通稔	八女郡広川町大字川上467番地2
梅本哲	八女郡広川町大字長延895番地
古賀秀利	八女郡広川町大字水原640番地1

2 退任監事

氏名	住所
稲富純和	八女郡広川町大字川上50番地
野田光浩	八女郡広川町大字広川821番地

3 就任理事

氏名	住所
渡邊鉄也	八女郡広川町大字一條737番地
中島義雄	八女郡広川町大字一條877番地1
熊添泰行	八女郡広川町大字一條691番地2

鳥 登	八女郡広川町大字藤田987番地
山下英行	八女郡広川町大字広川2248番地
野田昭幸	八女郡広川町大字広川1711番地
野田隆幸	八女郡広川町大字広川968番地
野田光浩	八女郡広川町大字広川821番地
弓削房雄	八女郡広川町大字太田1301番地1
鶴 貞吉	八女郡広川町大字太田1270番地1
久保田隆文	八女郡広川町大字新代401番地2
丸山高幸	八女郡広川町大字日吉230番地
馬場武敏	八女郡広川町大字久泉11番地
野村泰也	八女郡広川町大字新代2033番地3
藤島広志	八女郡広川町大字川上593番地
坂本寛	八女郡広川町大字吉常382番地2
梅本哲	八女郡広川町大字長延895番地
古賀秀利	八女郡広川町大字水原640番地1

4 就任監事

氏名	住 所
古賀玄瑞	八女郡広川町大字藤田972番地1
稲富純和	八女郡広川町大字川上50番地

公告

宮崎土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成29年6月27日

福岡県知事 小川 洋

1 退任理事

氏名	住 所
中川原 隆	大牟田市大字宮崎370番地1

吉田錦策	みやま市高田町濃施428番地
徳永順一	大牟田市大字宮崎1793番地2
江頭敬二	大牟田市大字吉野387番地1
松尾博	大牟田市大字吉野665番地
猿渡義達	大牟田市大字宮崎528番地
濱口敏光	大牟田市大字宮崎143番地2

2 退任監事

氏名	住 所
坂口光昭	大牟田市大字宮崎947番地1
古賀 猛	大牟田市大字吉野255番地1

3 就任理事

氏名	住 所
中川原 隆	大牟田市大字宮崎370番地1
吉田錦策	みやま市高田町濃施428番地
徳永順一	大牟田市大字宮崎1793番地2
江頭敬二	大牟田市大字吉野387番地1
松尾博	大牟田市大字吉野665番地
猿渡義達	大牟田市大字宮崎528番地
濱口敏光	大牟田市大字宮崎143番地2

4 就任監事

氏名	住 所
坂口光昭	大牟田市大字宮崎947番地1
古賀 猛	大牟田市大字吉野255番地1

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成29年6月27日

福岡県知事 小川 洋

土地改良区名	認可年月日
深野土地改良区	平成29年6月15日

公告

次の土地改良区が土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第1項第1号に掲げる事由により解散したので、同条第3項の規定により公告する。

平成29年6月27日

福岡県知事 小川 洋

土地改良区名	解散認可年月日
合河北部土地改良区	平成29年6月15日

公告

鹿毛馬土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成29年6月27日

福岡県知事 小川 洋

1 退任理事

氏名	住 所
白石 俊二	飯塚市鹿毛馬855番地
安藤 富生	飯塚市鹿毛馬1074番地1
梅田 秀俊	飯塚市鹿毛馬862番地
安藤 成雄	飯塚市鹿毛馬1407番地
大塚 正典	飯塚市勢田784番地3
渡邊 孝輝	飯塚市鹿毛馬16番地3
長谷川 秀和	飯塚市鹿毛馬1415番地5
安藤 正通	飯塚市鹿毛馬1826番地3
今福 和彦	飯塚市鹿毛馬266番地1

2 退任監事

氏名	住 所
安藤 信之	飯塚市鹿毛馬1790番地
堀江 鈴子	飯塚市鹿毛馬1236番地2
仲西 久義	飯塚市鹿毛馬875番地

3 就任理事

氏名	住 所
白石 俊二	飯塚市鹿毛馬855番地
梅田 中一	飯塚市鹿毛馬1058番地
梅田 秀俊	飯塚市鹿毛馬862番地
大塚 正典	飯塚市勢田784番地3
渡邊 孝輝	飯塚市鹿毛馬16番地3
長谷川 秀和	飯塚市鹿毛馬1415番地5
安藤 正通	飯塚市鹿毛馬1826番地3
森田 喜造	飯塚市鹿毛馬1101番地1
今福 和彦	飯塚市鹿毛馬266番地1

4 就任監事

氏名	住 所
安藤 信之	飯塚市鹿毛馬1790番地
堀江 鈴子	飯塚市鹿毛馬1236番地2
仲西 久義	飯塚市鹿毛馬875番地

公告

大村青畑土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成29年6月27日

福岡県知事 小川 洋

1 退任理事

氏名	住所
野間口 正一	豊前市大字大村2080番地2
井上 稔	豊前市大字大村992番地2
松島 清美	豊前市大字大村2069番地1
谷中 隆之	豊前市大字大村320番地
上野 守	豊前市大字大村1574番地1
山中 健嗣	豊前市大字大村1506番地4
山中 猛	豊前市大字青畑667番地
尾崎 暢人	豊前市大字青畑268番地

2 退任監事

氏名	住所
谷口 信孝	豊前市大字八屋1676番地3 旭マンション601号
川崎 信彦	豊前市大字大村1853番地

3 就任理事

氏名	住所
後小路 克	豊前市大字大村1857番地1
井上 稔	豊前市大字大村992番地2
清原 三春	豊前市大字大村1833番地3
谷中 隆之	豊前市大字大村320番地
上野 守	豊前市大字大村1574番地1
山中 健嗣	豊前市大字大村1506番地4
山中 猛	豊前市大字青畑667番地
尾崎 暢人	豊前市大字青畑268番地

4 就任監事

氏名	住所
谷口 信孝	豊前市大字八屋1676番地3 旭マンション601号
川崎 信彦	豊前市大字大村1853番地

公告

下小山田土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成29年6月27日

福岡県知事 小川 洋

1 退任理事

氏名	住所
久保 壽男	築上郡築上町大字広末515番地
野中 日出行	築上郡築上町大字小山田2518番地4
薬丸 武俊	築上郡築上町大字小山田2504番地1
相良 知幸	築上郡築上町大字小山田1879番地
加藤 徹	築上郡築上町大字小山田1579番地3
築別 征夫	築上郡築上町大字小山田2162番地
吉田 久治	築上郡築上町大字広末531番地
稲葉 弘	築上郡築上町大字小山田2248番地
久保 孝吉	築上郡築上町大字広末572番地1

2 退任監事

氏名	住所
渡邊 正身	築上郡築上町大字小山田1561番地
井上 高市	築上郡築上町大字小山田1645番地1
吉田 隆文	築上郡築上町大字広末615番地1

3 就任理事

氏名	住所
久保 壽男	築上郡築上町大字広末515番地
薬丸 義徳	築上郡築上町大字小山田2215番地
薬丸 武俊	築上郡築上町大字小山田2504番地1
相良 知幸	築上郡築上町大字小山田1879番地
中枝 久男	築上郡築上町大字小山田1400番地
築別 征夫	築上郡築上町大字小山田2162番地
塩田 眞澄	築上郡築上町大字広末822番地

稲葉 弘	築上郡築上町大字小山田2248番地
久保 孝吉	築上郡築上町大字広末572番地 1

4 就任監事

氏名	住 所
渡邊 正身	築上郡築上町大字小山田1561番地
築別 信久	築上郡築上町大字小山田1572番地 2
塩田 清徳	築上郡築上町大字広末546番地 1

公告

佐与土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成29年6月27日

福岡県知事 小川 洋

1 退任理事

氏名	住 所
本松 隆	飯塚市佐與207番地
白石 貞夫	飯塚市佐與2522番地 4
白土 孝行	飯塚市佐與2394番地
白石 順一	飯塚市佐與934番地 2
本松 弘	飯塚市佐與308番地
原田 敏行	飯塚市佐與385番地
瀬尾 正一	飯塚市佐與205番地

2 退任監事

氏名	住 所
松田 新一	飯塚市佐與1631番地 6
本松 行由	飯塚市佐與315番地
白石 裕一	飯塚市佐與796番地

3 就任理事

氏名	住 所
本松 隆	飯塚市佐與207番地
白石 貞夫	飯塚市佐與2522番地 4
白土 孝行	飯塚市佐與2394番地
白石 順一	飯塚市佐與934番地 2
本松 弘	飯塚市佐與308番地
原田 敏行	飯塚市佐與385番地
久保利 男	飯塚市佐與197番地

4 就任監事

氏名	住 所
松田 新一	飯塚市佐與1631番地 6
白石 裕一	飯塚市佐與796番地
瀬尾 正一	飯塚市佐與205番地

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第3号及び第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県災害救助法施行細則（昭和40年福岡県規則第44号）の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県福祉労働部福祉総務課に備え置きます。

平成29年6月27日

福岡県知事 小川 洋

1 意見を募集しなかった理由

災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準を定めた平成25年内閣府告示第228号の一部改正（平成29年内閣府告示第535号）を受けて、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）の規定により本県で定めることとされている救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準を改め、また、必要とされる規定の整理を行ったものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第3号及び第8号の規定に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったも

のです。

2 規則の公布日

平成29年6月27日

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成29年6月27日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

古賀市筵内字木屋ノ脇471番6

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

糟屋郡新宮町上府北二丁目13番1号オレンジヒルⅢB102号

都地 浩一

公告

第40期福岡県労働委員会の補欠の使用者委員候補者の推薦について、労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第21条第1項の規定に基づき、使用者団体に対し次に定めるところにより候補者の推薦を求める。

平成29年6月27日

福岡県知事 小川 洋

1 推薦資格を有する使用者団体

使用者委員候補者の推薦資格を有する使用者団体は、福岡県の区域内のみに組織を有し、かつ、労働問題を取り扱うことが主な目的であるか、又は業務の主な部分を占めている使用者団体であること。

2 被推薦者の資格

労働組合法（昭和24年法律第174号）第19条の4第1項に規定する欠格条項に該当しない者であること。

3 提出書類

(1) 推薦書 2部

(2) 使用者委員候補者調書 2部

(3) 当該団体の規約、定款又は寄附行為の写し 2部

(4) 福岡県労働委員会委員に就任することについての被推薦者の内諾書 2部

4 推薦期間

(1) 平成29年6月27日（火）から同年7月4日（火）まで

(2) 推薦書類を持参する場合は、期間中の県の休日を除く毎日午前9時から午後5時までに提出すること。郵送する場合は、期間内必着のこと。

5 推薦書類の提出先

福岡県福祉労働部労働局労働政策課（〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号。以下「労働政策課」という。）へ提出すること。

6 その他

推薦についての問合せは、労働政策課に行うこと。

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、志免町長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成29年6月27日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量（都市計画基本図修正）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
糟屋郡志免町(全域)	平成29年5月26日から 平成30年3月23日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定によ

り、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成29年6月27日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

1級基準点測量（3点）

2 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間
北九州市内一円	平成29年5月26日から 平成30年3月30日まで